

## 『限度額適用認定証』の更新のお知らせ

大分県 国民健康保険限度額適用認定証	
有効期限	令和 2年 7月 31日
交付年月日	令和 元年 8月 1日
記号	番号 11111111
世帯主	住所 玖珠町大字帆足268番地の5 みほん
	氏名 国保 次郎 男
適用対象者	氏名 国保 次郎 男
	生年月日 昭和 48年 1月 1日
発効期日	令和 元年 8月 1日
適用区分	
保険者番号並びに交付者の名称及び印	440479 玖珠郡玖珠町

令和元年度分『限度額適用認定証』の交付申請を8月1日から受付けます。必要な方は、住民課保険年金班（4番窓口）で申請をしてください。※別世帯の方が申請する場合は、委任状が必要です。

申請時に持ってくるもの：国民健康保険証、印鑑

### 『限度額適用認定証』とは・・・

医療機関に提示すると、入院でも外来でも、窓口での支払いは自己負担限度額までになります。

ただし、部屋代や食事代などの自費分は対象外です。

**注意** 国民健康保険税を滞納している世帯には、『限度額適用認定証』を交付できない場合があります。

### 「自己負担限度額」について

限度額は月ごと、1日から末日までの受診について計算します。70歳未満の方と70歳以上75歳未満の方では、限度額（月額）が異なります。

### 70歳未満の方の場合（月額）

所得区分	3回目まで	4回目以降※2
(ア) 901万円超	252,600円+ (医療費-842,000円) × 1%	140,100円
(イ) 600万円超901万円以下	167,400円+ (医療費-558,000円) × 1%	93,000円
(ウ) 210万円超600万円以下	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1%	44,400円
(エ) 210万円以下(住民税非課税世帯除く)	57,600円	44,400円
(オ) 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

### 70歳以上75歳未満の方の場合（月額）

所得区分	70歳以上75歳未満の方の場合（月額）	
	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
現役並み所得者	(Ⅲ) 課税所得 690万円以上(※1)	252,600円+ (医療費-842,000円) × 1% 〈多数回140,100円(※2)〉
	(Ⅱ) 課税所得 380万円以上	167,400円+ (医療費-558,000円) × 1% 〈多数回93,000円(※2)〉
	(Ⅰ) 課税所得 145万円以上	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1% 〈多数回44,400円(※2)〉
一般 (課税所得145万円未満等)(※1)	18,000円 〈年間の上限144,000円〉	57,600円 〈多数回44,400円(※2)〉
低所得者Ⅱ(※3)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅱ(年金収入80万円以下など)(※3)		15,000円

(※1) 70歳以上75歳未満の区分(Ⅲ)、および一般の方は、認定証の交付はされません。

(※2) 過去12か月間で、1つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

(※3) 低所得者世帯の方は、『限度額適用・標準負担額減額認定証』が交付されます。